

平成26年8月
東京税関業務部

各位

関税率表解説及び分類例規の一部改正について（お知らせ）

「関税率表解説（平成23年11月18日付財関第1318号）及び分類例規（昭和62年12月23日付蔵関第1299号）の一部が改正され、平成26年9月1日以降申告される貨物について適用することとなりましたので、お知らせします。

改正の詳細については、税関ホームページ（新着情報8月4日付）に掲載されている「関税率表解説及び分類例規の一部を改正します（平成26年7月30日財関第764号）」をご覧ください。

（税関ホームページアドレス） <http://www.customs.go.jp/>

なお、本改正の概要は、以下のとおりです。

（参考）関税率表解説

HS番号	品目	概要
第3類 第03.02項 第03.05項 第05.11項 第16.04項	魚の卵及びしらこ、 キャビア及びキャビア 代用物	魚卵には、しらこも含まれる旨を明確化 また、キャビア及びキャビア代用物については、調製又は保存に 適する処理をしていなくても、そのまま食するのに適したものについ ては、魚の調製品と同様、第16.04項に含まれる旨を明確化
第07.12項	乾燥野菜	冷凍又は一時的な保存に適する処理をしてから乾燥した野菜につ いても、乾燥野菜として第07.12項に分類される旨を明確化
第28.33項	天然のナトリウム の硫酸塩	天然のナトリウムの硫酸塩の例示について、関税率表解説の英語版 と仏語版の表現を合わせる改正
第29.09項 第29類第7節 第29.20項	鈍感化された 有機過酸化物	鈍感化された有機過酸化物の分類を明確化するため、第29類の 関連箇所に、一般式及び物質の例示を追記する改正
第29.34項	複素環式化合物	ベンゾチアゾール環を有する複素環式化合物について、関税率 表解説の例示の記載位置を修正
第30.02項	トロンボモジュリン	血管内皮細胞から得られるトロンボモジュリン及び生物工学的方法 によって得られた変性トロンボモジュリンについて、血液分画物として 第30.02項に分類される旨を明確化

（参考）分類例規第一部（国際分類例規）

HS番号	品目	概要
第1902.30号	ミートボールを含有 する調製食料品	ミートボール、パスタ等を含有する調製食料品（全体における肉の 含有率は20%以下）につき、その他のパスタとして第1902.30号に分類 （通則1及び6）。
第2005.80号	スイートコーンの粉	熱処理したスイートコーンの粉につき、調製したスイートコーンとして 第2005.80号に分類（通則1及び6）。

第2008.99号	冷凍おたねにんじん	冷凍おたねにんじんにつき、保存に適する処理をした、その他植物の食用の部分として第2008.99号に分類(通則1及び6)。
第2106.90号	消化を助ける タブレット	様々な香辛料、ハーブ、塩等から成る消化を助けるタブレットにつき、その他の調製食料品として第2106.90号に分類(通則1)
第3824.90号	水パイプ用の石	水パイプに入れて用いる、香味物質等を染み込ませた石(ニコチンは含まない。)につき、その他の化学調製品として第3824.90号に分類(通則1及び6)。
第3913.90号	多糖類	バクテリア発酵で得られたガム状の多糖類につき、その他の天然の重合体として第3913.90号に分類(通則1及び6)。
第4303.90号	毛皮から作られた 敷物	頭部(はく製)、尾部及び足部の付いたクマの毛皮から作られた敷物につき、その他の毛皮製品として第4303.90号に分類(通則1及び6)。
第5402.20号	テクスチャード 加工された強力糸	テクスチャード加工された強力糸につき、強力糸として第5402.20号に分類(通則1及び6)。
第6204.62号 第6206.30号 第6214.90号	3つの要素から 成る民族衣装	セットとして取引されるズボン、チュニック及びショールにつき、分離して、それぞれ第6204.62号、第6206.30号又は第6214.90号に分類(通則1(第11部注14)及び6)。
第8473.30号	LEDバックライト ユニット	携帯用の自動データ処理機械に組み込まれる、LED(発光ダイオード)バー及び光学部品から成るLEDバックライトユニットにつき、自動データ処理機械の部分品として第8473.30号に分類(通則1(第16部注2(b))及び6)。
第8517.70号	静電容量式 タッチスクリーン	携帯電話用の静電容量式タッチスクリーンにつき、携帯電話の部分品として第8517.70号に分類(通則1(第16部注2(b))及び6)。
第8517.70号	タッチセンシティブ AMOLED ディスプレイモジュール	携帯電話用のタッチセンシティブAMOLED(アクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード)ディスプレイモジュールにつき、携帯電話の部分品として第8517.70号に分類(通則1(第16部注2(b))及び6)。
第8537.10号	抵抗式 タッチスクリーン	汎用性のある抵抗式タッチスクリーンにつき、電気制御用の物品として第8537.10号に分類(通則1(第16部注2(a))及び6)。
第8543.70号	LEDスポットランプ 及び LED電球	制御回路を含むLEDスポットランプ及びLED電球の完成品につき、その他の電気機器として第8543.70号に分類(通則1及び6)。
第9403.20号	チェックアウトカウンター	ベルトコンベヤを備えたチェックアウトカウンターにつき、その他の金属製家具として第9403.20号に分類(通則1及び6)。
第9705.00号	動物のはく製	動物の全形又は頭部のはく製につき、動物学に関する収集品及び標本として第9705.00号に分類(通則1)。

分類例規第二部 (国内分類例規)

H.S 番号	品 目	概 要
第 44.18 項	直交集成板	直交集成板の日本農林規格の制定に伴う改正。

(お問い合わせ先)

東京税関 業務部 首席関税鑑査官部門 (電話03-3529-0700)